

九州大学病院長候補者選考会議規則

平成 29 年度九大規則第 4 号
制 定：平成 29 年 7 月 27 日
最終改正：平成 30 年 9 月 28 日
(平成 30 年度九大規則第 3 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、九州大学部局長の任命等に関する規則(平成 16 年度九大規則第 7 4 号)第 4 条第 4 項の規定に基づき、九州大学病院長候補者選考会議(以下「選考会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 選考会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 病院長となることができる者の資質・能力に係る具体的な基準を定め、公表すること。
- (2) 病院長候補者を選考し、総長に推薦すること。

(組織)

第 3 条 選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事のうちから総長が指名する者 2 人
- (2) 医学研究院長
- (3) 歯学研究院長
- (4) 病院の診療科長を兼務する副医学研究院長 1 人
- (5) 病院から選出された本学の教員 1 人
- (6) 総長が委嘱する学外の有識者 3 人
- (7) その他総長が必要と認める者 若干人

2 前項第 6 号の学外の有識者のうち 2 人以上は、次に掲げる各号のいずれにも該当しない者から選任する。

- (1) 過去 10 年以内に九州大学(以下「本学」という。)と雇用関係があること。
- (2) 過去 3 年間に於いて、50 万円を超える寄附金、各種契約に基づく代金又は研究費等を本学から受領していること。
- (3) 過去 3 年間に於いて、50 万円を超える寄附を本学に対して行っていること。

3 第 1 項各号に掲げる委員(第 2 号及び第 3 号を除く。)は、役員会の議を経て総長が任命する。

4 第 1 項各号に掲げる委員の任期は、次期病院長が就任する日の前日までとする。

(議長)

第 4 条 選考会議に議長を置き、前条第 1 項第 1 号の委員の中から総長が指名する者をもって充てる。

2 議長は、選考会議を主宰する。

(議事)

第 5 条 選考会議は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 選考会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(委員名簿の公表)

第 7 条 総長は、選考会議を設置したときは、委員の氏名、経歴及び選定理由等を記載した書類を作成し、公表するものとする。

(病院長候補適任者の公募)

第8条 選考会議は、病院長候補者の選考を行うにあたり、病院長候補者となるべき適任者（以下「病院長候補適任者」という。）の公募を行う。

（委員の辞任）

第9条 委員が病院長候補適任者となった場合は、当該委員を辞任するものとする。

2 総長は、前項の規定により委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて、第3条各号（第2号及び第3号を除く。）の委員を役員会の議を経て新たに任命することができる。

（事務）

第10条 選考会議に関する事務は、病院事務部総務課において処理する。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、病院長候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年7月27日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第32号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。